

## 8 消防・水防関係

### 資料 3 1 市の現有消防力

#### 1 北アルプス広域消防本部、大町消防署の人員

(H28.4.1 現在)

所 属	人 数
北アルプス広域消防本部（総務課・通信指令室）	21人
北アルプス広域大町消防署	27人

#### 2 北アルプス広域消防本部、大町消防署の車両配備

(H27.4.1 現在)

	車 種	登録年月	備 考
連絡車	ニッサン セレナ	H25. 6	
ポンプ車	ヒノ デュトロ	H13. 01	A-2 級
タンク車	ヒノ レンジャー	H15. 02	A-1 級、水槽 1.5 t
査察広報車	トヨタ カリブ	H08. 11	
指令車	ニッサン ラフェスタ	H22. 07	
多目的支援車	トヨタ レジアスエース	H17. 09	
救助工作車	ヒノ レンジャー	H20. 09	2.9 t 級クレーン付
はしご車	イビコ マギルス	H09. 12	30m 級
救急 1 号車	ニッサン パラメディック	H16. 10	高規格
救急 2 号車	トヨタ ハイメディック	H19. 11	高規格
救急予備車	トヨタ ハイメディック	H13. 08	高規格

#### 3 消防団の人員

(H28.4.1 現在)

名 称	部数	条例定数	実団員数	管轄区域
本 部	—	3	4	大町市一円
本部分団	—	18	15	
第 1 分団	5	155	138	大町地区
第 2 分団	6	175	157	平地区
第 3 分団	6	171	156	常盤地区
第 4 分団	4	104	96	社地区
第 5 分団	3	87	85	八坂地区
第 6 分団	2	56	43	美麻地区
合 計	26	769	694	

#### 4 消防団の車両配置

(H28.4.1 現在)

所 属	登録番号	登録年月	備 考
第 1 分団第 1 部	松本 830 た 0101	H17. 11	1 号車 長野 A-2 級
第 1 分団第 2 部	松本 830 す 0102	H22. 12	2 号車 長野 A-2 級
第 1 分団第 3 部	松本 830 せ 1103	H24. 13	3 号車 長野 A-2 級
第 1 分団第 4 部	松本 830 せ 104	H26. 13	4 号車 長野 A-2 級
第 1 分団第 5 部	松本 830 す 0105	H22. 12	大原積載車 トーハツ B-3
第 2 分団第 1 部	松本 800 さ 0515	H11. 19	借馬積載車 トーハツ B-3

所 属	登録番号	登録年月	備 考
第2分団第2部	松本 800 さ 1024	H12. 12	6号車 A-2級
第2分団第3部	松本 830 せ 0203	H16. 11	海の口積載車 トーハツ B-3
第2分団第4部	松本 830 さ 1204	H19. 11	5号車 長野 A-2級
第2分団第5部	松本 888 す 4136	H19. 19	源汲積載車 シバウラ B-3
第2分団第6部	松本 888 す 2626	H27. 1	湖端積載車 トーハツ B-2級
第3分団第1部	松本 830 す 4301	H17. 11	上一積載車 シバウラ B-3
第3分団第2部	松本 830 さ 4302	H18. 08	泉積載車 シバウラ B-3
第3分団第3部	松本 830 そ 0303	H25. 11	清水積載車 シバウラ B-3
第3分団第4部	松本 888 す 4281	H29. 11	7号車 モリタ A-2級
第3分団第5部	松本 888 す 5590	H10. 10	須沼積載車 シバウラ B-3
第3分団第6部	松本 800 す 2626	H27. 11	西山積載車 シバウラ B-3
第4分団第1部	松本 800 さ 2091	H12. 10	宮本積載車 シバウラ B-3
第4分団第2部	松本 888 す 3023	H18. 10	閨田積載車 トーハツ B-3
第4分団第3部	松本 830 す 4403	H15. 09	館の内積載車 シバウラ B-3
第4分団第4部	松本 830 さ 0404	H18. 18	8号車 長野 A-2級
第5分団第1部	松本 888 す 3347	H19. 12	9号車 モリタ A-2級
	松本 883 あ 0501	H18. 18	八坂支所積載車 シバウラ B-3
第5分団第2部	松本 880 せ 0502	H19. 12	切久保積載車 シバウラ B-3
	松本 883 あ 0502	H22. 12	中央積載車 トーハツ C-1
第5分団第3部	松本 830 さ 0503	H19. 12	10号車 長野 A-2級
	松本 883 あ 0503	H19. 10	野平積載車 シバウラ B-3
第6分団第1部	松本 883 い 0601	H22. 12	大塩積載車 トーハツ C-1
	松本 830 さ 0601	H18. 18	二重積載車 シバウラ B-3
	松本 883 あ 0601	H19. 10	新行積載車 シバウラ B-3
第6分団第2部	松本 830 せ 0602	H18. 18	11号車 長野 A-2級
	松本 888 す 5088	H10. 16	青具積載車 シバウラ B-2
	松本 830 そ 0602	H19. 11	千見積載車 シバウラ B-3
消防応援隊車両	松本 88 す 3024	H 8. 10	トーハツ B-3級
指 令 車	松本 800 す 3084	H28. 12	デリカ

## 5 現有消防水利状況

(H27.4.1 現在)

消 火 栓	公 設		1, 2 4 5
	私 設		2 2 2
	計		1, 4 6 7
防 火 水 槽	公 設	2 0 m <sup>3</sup> 未満	2 4
		2 0 m <sup>3</sup> ～4 0 m <sup>3</sup>	4 3
		4 0 m <sup>3</sup> 以上	1 5 5
	私 設	2 0 m <sup>3</sup> 未満	0
		2 0 m <sup>3</sup> ～4 0 m <sup>3</sup>	3
		4 0 m <sup>3</sup> 以上	1 0
計		2 3 5	
そ の 他	河 川		1 7
	プ ー ル		1 3
	採 水 口		3
	計		3 3

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、長野県知事（以下「県知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる大町市（以下「市」という。）が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼の洪水、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第 2 条第 1 項）

#### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう。（法第 4 条）

#### (3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第 2 条第 2 項）

#### (4) 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第 2 条第 3 項）

#### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第 2 条第 4 項）

#### (6) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

#### (7) 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第 2 条第 6 項、法第 10 条第 3 項）都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第 12 条）

#### (8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第 36 条第 1 項）

#### (9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

#### (10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川）について、国土交通省又は都道府県の機

関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第7項、法第16条)

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫注意水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第13条)

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）をいう。市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位である。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

(17) 特別警戒水位

法第13条第1項及び第2稿に定める洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域をいう。

(19) 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)

### 第3節 水防の責任等

市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を負う。

### 第4節 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮ると

ともに、県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第 5 節 水防訓練

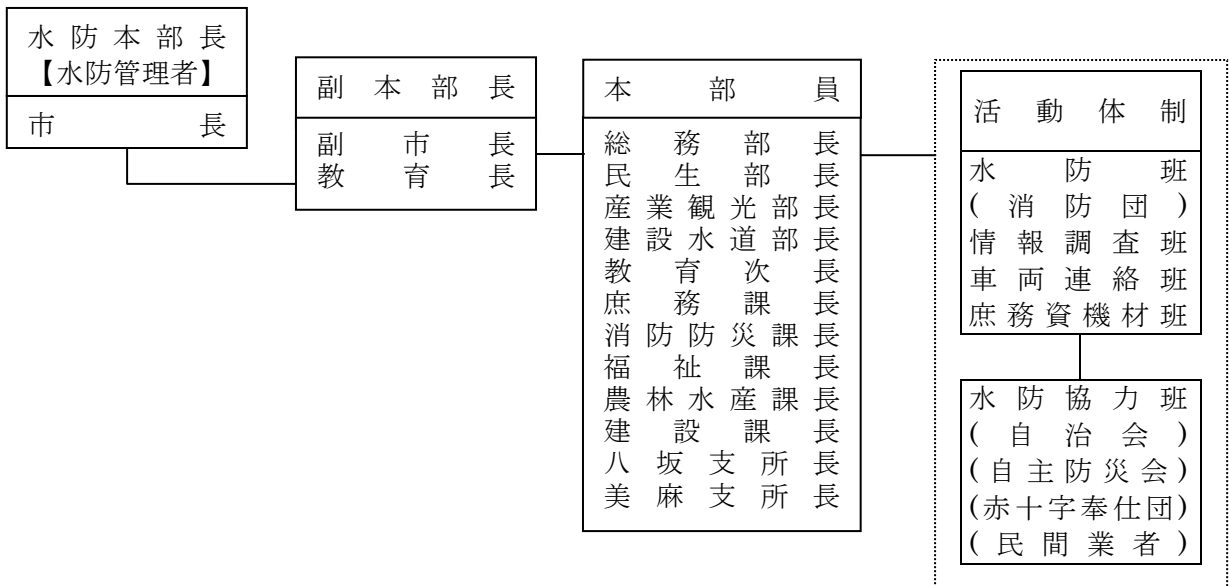
市は、毎年出水期前に、消防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第 2 章 水防組織

市は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(1) 組織系統

水防本部の事務局は、消防防災課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。



(2) 水防本部の事務分担

水防本部の各班の事務分担は、次による。

班名	班長	班員	業務
水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。
情報調査班	消防防災課長	消防防災課職員	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。
	農林水産課 建設課 八坂支所	農林水産課職員 建設課職員 八坂支所職員	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。

	美麻支所の各係長	美麻支所職員	
車両連絡班	農林水産課建設課 八坂支所 美麻支所の各係長	農林水産課職員 建設課職員 八坂支所職員 美麻支所職員	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。
庶務資機材班	庶務課 消防防災課の各係長	庶務課職員 消防防災課職員	水防報告、渉外(公用負担事務・水防本部開設事務・水防協力班に係る事務・応援要請・調査の連絡調整)、水防用備蓄資材の整備・調整、消防団員の招集等に従事する。
水防協力班 (法第24条の規定による水防活動の一般協力者)	自治会長 自主防災会長	一般住民	水防本部長の要請に基づき、水防用資材等の提供及び水防活動に従事する。
	赤十字奉仕団長	赤十字奉仕団員	水防本部長の要請に基づき、水防活動に伴う給食、給水、救護活動に従事する。
	民間業者現場代理人	民間業者作業員	水防本部長の要請に基づき、現場における作業能率を高めるために、重機等の機械力による水防活動に従事する。

### 第3章 重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

番号	区分		延長 m (箇所)	場所 目標	水 予 位 想 m	予 想 危 険 さ れ る	水 防 工 法
	河川名	左右岸の別					
1	高瀬川	左	1500(1)	グリーンパーク西	2.5	護岸深掘れ 決壊	木流し 蛇籠布せ
2	〃	左	500(1)	社青島ニチコン西	2.5	護岸深掘れ 決壊	木流し 蛇籠布せ
3	鹿島川	左右	500(1) 350(1)	平源汲要橋上下流	2.5	護岸(堤防) 一部流出	木流し 蛇籠布せ
4	〃	右	500(1)	平温泉郷上流	2.5	護岸高不足 水があふれる	積土俵
5	〃	左	1300(1)	平野口橋上流	2.5	護岸高不足 水があふれる	積土俵
6	農具川	左右	650(1) 650(1)	平木崎森林組合付近	1.5	護岸(堤防) 老朽決壊	蛇籠布せ
7	〃	左右	300(1) 300(1)	三日町水門上	1.5	護岸高不足 水があふれる	積土俵

8	稲尾沢川	左右	250(1) 250(1)	(一)小島信濃木崎 (T)線より下流	3.0	護岸高不足 水があふれる	積土俵
9	犀川	左	600(1)	瀬口	5.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
10	〃	左	300(1)	野平	5.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
11	〃	左	100(1)	赤土	5.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
12	〃	左	100(1)	舟場	5.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
13	金熊川	右	90(1)	小菅	3.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
14	北の沢川	左	300(1)	北の沢	2.0	護岸高不足 水があふれる	積土俵 蛇籠布せ
15	土尻川	左	30(1)	青具万中	4.0	護岸高不足 水があふれる	積土俵
16	〃	左	100(1)	青具一字田	2.0	護岸高不足 水があふれる	積土俵
17	〃	左	300(1)	青具米山	3.5	護岸高不足 決壊	蛇籠布せ
18	稲尾沢川	左右	200(1) 200(1)	新行上手、中	2.5	護岸高不足 水があふれる	積土俵
19	〃	左右	40(1) 40(1)	新行土橋上	2.0	護岸高不足 決壊	蛇籠布せ
20	藤沢川	左右	200(1) 200(1)	青具古堂橋下	1.5	護岸高不足 水があふれる	積土俵
21	金熊川	左右	900(1) 1,200(1)	二重元の関	2.5	天然河岸 決壊	蛇籠布せ
22	片岡沢川	左右	100(1) 200(1)	青具片岡	3.5	護岸高不足 水があふれる	蛇籠布せ
23	西ノ沢川	左右	200(1) 200(1)	千見三百地	3.0	天然河岸 決壊	蛇籠布せ
24	白口沢川	左右	250(1) 600(1)	大塩中村	2.5	断面不足 水があふれる	積土俵
25	金熊川	左右	300(1) 200(1)	大塩宮の脇	3.5	護岸高不足 決壊	積土俵

※重要水防区域位置図・区域図は、資料1のとおり。

## 第4章 予報及び警報

### 第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表する注意報及び警報等

長野地方気象庁が一般の警戒若しくは注意を促すために、又は水防活動の利用のために発表する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の 利用に適合	一般の利用に 適合する注意	発表基準
----------------	------------------	------

する注意報・警報	報・警報・特別警報	
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

#### 大雨及び洪水注意報・警報発表基準

注意報	大雨	雨量基準	平坦地 : 1時間雨量 25mm 平坦地以外 : 1時間雨量 30mm
		土壌雨量指数基準	54
	洪水	雨量基準	平坦地 : 1時間雨量 25mm 平坦地以外 : 1時間雨量 30mm
		流域雨量指数基準	高瀬川流域=20、犀川流域=32 金熊川流域=5、土尻川流域=7

警報	大雨	雨量基準	平坦地 : 1時間雨量 40mm 平坦地以外 : 1時間雨量 50mm
		土壌雨量指数基準	68
	洪水	雨量基準	平坦地 : 1時間雨量 40mm 平坦地以外 : 1時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	高瀬川流域=25、犀川流域=63 金熊川流域=6、土尻川流域=9

#### 大雨特別警報発表基準

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
--------	--

#### 記録的短時間大雨情報

1時間雨量	100mm
-------	-------

## 第2節 洪水予報河川における洪水予報

### (1) 種類及び発表基準

洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同でその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、県知事が指定した河川について、県知事と気象庁長官が共同でその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	消防団待機水位に到達したとき
	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水



	位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

- (2) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報  
市内には、国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報を行う河川はない。
- (3) 県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報  
市内には、県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報を行う河川はない。

### 第3節 水位周知河川における水位到達情報

#### (1) 種類及び発表基準

水位到達情報は、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水位が避難判断水位(法第13条に規定される特別警戒水位)に達したとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき

#### (2) 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知

市内には、国土交通大臣が水位到達情報の通知を行う河川はない。

#### (3) 県知事が行う水位到達情報の通知

##### ①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
高瀬川	大町市大町 安曇野市明科七貴 高瀬上橋から 犀川合流点まで
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 長野市大岡甲安賀 日野橋から 更科橋まで

##### ②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位(特別警戒水位)	関係水防管理団体
高瀬川	十日市場	安曇野市穂高北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市
犀川	弘崎	長野市信州新町	3.6m	5.0m	5.8m	6.5m	大町市 長野市

##### ③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
高瀬川	大町建設事務所
犀川	長野建設事務所

- ④水位到達情報の通知の発表形式  
発表形式は、資料2のとおり。

## 第4節 水防警報

### 第1項 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

### 第2項 洪水時の河川に関する水防警報

#### (1) 種類及び発令基準

水防警報は、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認められるとき、又は、水位が消防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
状況	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

#### (2) 国土交通大臣が行う水防警報

市内には、国土交通大臣が水防警報を行う河川はない。

#### (3) 県知事が行う水防警報

##### ①水防警報の対象となる河川名、区域

河川名	区域
高瀬川	大町市大町 安曇野市明科七貴 高瀬上橋から 犀川合流点まで
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 長野市塩生甲 日野橋から 両郡橋まで

##### ②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機	氾濫注意	避難判断水位	氾濫危険	関係水防管理団体

			水位 (通報 水位)	水位 (警戒 水位)	(特別 警戒水 位)	水位	
高瀬川	十日 市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0m	1.5m	1.9m	2.38m	大町市 池田町 松川村 安曇野市
犀川	弘崎	長野市 信州新町	2.7m	3.5m	4.4m	5.75m	大町市 長野市

③水防警報の担当官署

河川名	担当官署
高瀬川	大町建設事務所
犀川	長野建設事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料3のとおり。

## 第5章 水位等の観測

### 第1節 水位の観測

(1) 水位観測所

市域の水位観測所は、県が管理する観測所が3箇所あるほか、国が管理する観測所が6箇所、他の量水標管理者が管理する観測所が5箇所ある。

所 属	観測所名	河 川	所 在 地	はん濫 注意水 位(m)	備考
長 野 県 大町建設事務所	高瀬上橋	高瀬川	常盤松原	—	テレメーター
〃	十日市場	〃	安曇野市穂高北穂高	1.5	テレメーター
長 野 県 長野建設事務所	弘 崎	犀 川	長野市信州新町弘崎	5.0	自記テレメーター
国 土 交 通 省 大町ダム管理所	大町ダム	高瀬川	平ナロヲ大クボ 2112-71	—	自記テレメーター
〃	大出橋	〃	平井出渡 1116-62	—	自記テレメーター
〃	籠川大橋	籠 川	平 2113-11	—	自記テレメーター
〃	野口橋	鹿島川	平 1088	—	自記テレメーター
〃	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	—	自記テレメーター
国 土 交 通 省 千曲川河川事務所	陸 郷	犀 川	安曇野市明科南陸郷	3.3	自記テレメーター
東 京 電 力 (株)	弘 崎	犀 川	長野市信州新町弘崎	—	自記
〃	平 ダ ム	〃	生坂村大字東広津	—	自記テレメーター

〃	金熊川	金熊川	八坂小菅	—	テレメーター
〃	土尻川	土尻川	小川村大字高府	—	テレメーター
昭和電工(株)	青木湖 導水	高瀬川	平 1149-1 (大出取水口)	—	テレメーター

## 第2節 雨量の観測

### (1) 雨量観測所

市内の雨量観測所は、県が管理する観測所が5箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が1箇所、国が管理する観測所が5箇所、市が管理する観測所が2箇所、他の管理者が管理する観測所が4箇所ある。

所 属	観測所名	河 川	所 在 地	備 考
長野県 大町建設事務所	大 町	高瀬川	大町 1058-2(大町建設事務所)	テレメーター
〃	青木湖	農具川	平青木 21244	テレメーター
〃	高瀬入	籠 川	平ナロヲ大クボ 2112-729	テレメーター (11月下旬～4月上旬 中止)
〃	沓 掛	高瀬川	常盤東原 3798-48	テレメーター (11月下旬～4月上旬 中止)
長野県 土尻川砂防事務所	美 麻	藤沢川	美麻大藤	テレメーター (11月下旬～4月上旬 中止)
気 象 台	大 町	農具川	大町大原町 5926-5 (大原配水池)	有線ロケット雨量計
国土交通省 松本砂防事務所	高 瀬	高瀬川	大町 5032(高瀬川出張所)	自記・テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	大町ダム	高瀬川	平ナロヲ大クボ 2112-71	自記・テレメーター
〃	双六岳	〃	平高瀬入国有林 88	自記・テレメーター(10 月下旬～7月下旬休止)
〃	扇 沢	籠 川	平竈川谷国有林 24-3	自記・テレメーター(11 月中旬～4月中旬休止)
〃	鹿 島	鹿島川	平ツベタノ原 8552	自記・テレメーター
大 町 市	八 坂	金熊川	八坂 1108-1 (支所内)	自記
〃	美 麻	〃	美麻 11810-イ (支所内)	自記
東京電力(株)	七倉ダム	高瀬川	平高瀬入	テレメーター
〃	高瀬ダム	〃	平高瀬入	テレメーター
〃	高 五	〃	平高瀬入 (第五調整池)	テレメーター
〃	金熊川	金熊川	八坂小菅	テレメーター

## 第6章 ダム・水門等の操作

### 第1節 ダム・水門等

#### (1) 河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

水防上重要なダム及び水門等は、次のとおりである。

名 称	河川名	位 置	管 理 者	操作担当者	電 話
高 瀬 ダ ム	高瀬川	平高瀬入	東京電力(株)	高瀬川総合制御所	22-1260
七 倉 ダ ム	〃	〃	〃	〃	〃
大 町 ダ ム	〃	平ナロヲ大クボ	国土交通省大町ダム管理所	管理係	22-4511
大 出 取 水 所	〃	平大出	昭和電工(株)	動力課	22-7514
木 崎 湖 水 門	農具川	平木崎	大町市土地改良区	事務局員	22-5542
農 具 川 取 水 所	〃	社青島	昭和電工(株)	動力課	22-7514
大 町 新 堰	籠川	平寄沢	大町市土地改良区	事務局員	22-5542
越 荒 沢 堰	鹿島川	平猫鼻	〃	〃	〃
野 口 堰	〃	〃	〃	〃	〃
源 汲 中 堰	〃	〃	〃	〃	〃
硯 岩	乳川	常盤西山	高瀬川右岸土地改良区	事務局員	22-0520
砥 沢 水 門	〃	常盤マネキ	〃	〃	〃
横 溝 水 門	〃	常盤西山	〃	〃	〃
平 ダ ム	犀川	長野市大岡丙	東京電力(株)	犀川総合制御所	026-262-3336

### 第2節 操作の連絡

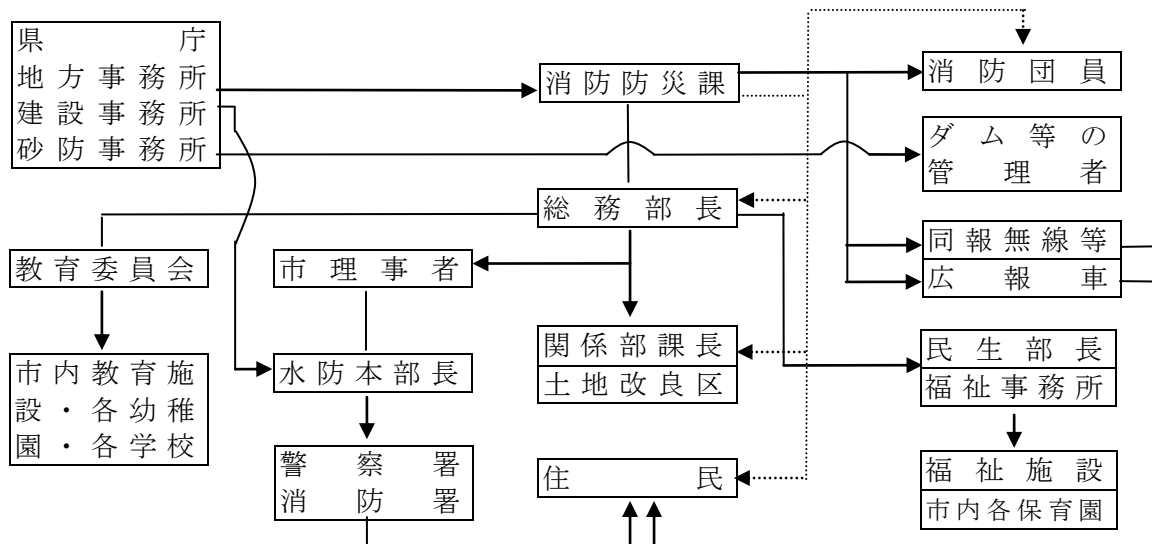
ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道機関等に迅速に連絡するものとする。

## 第 7 章 通信連絡

### 第 1 節 通信連絡系統

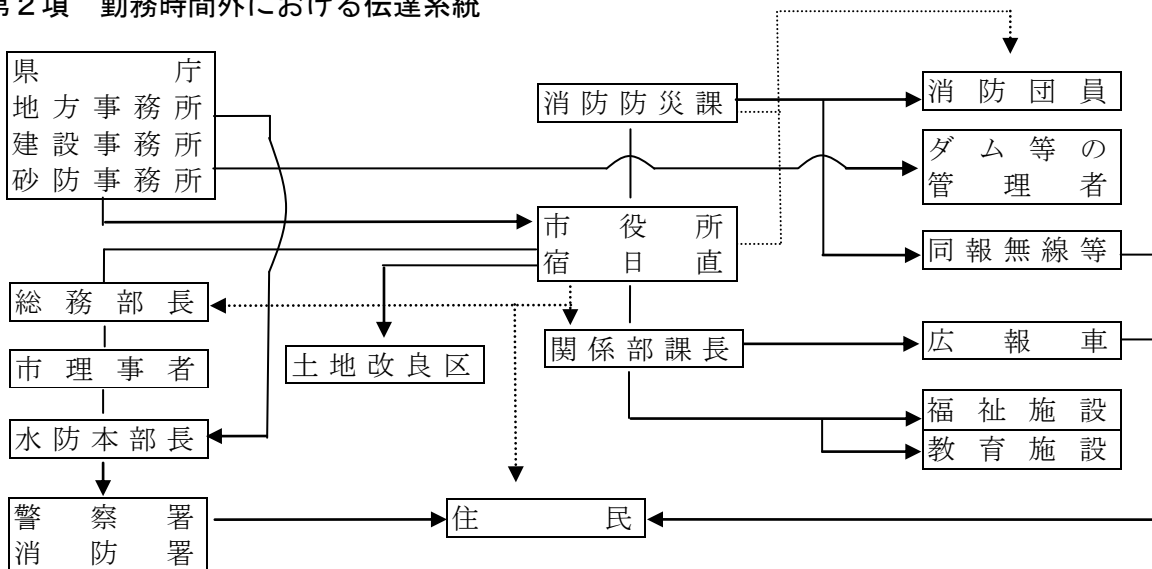
水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

#### 第 1 項 勤務時間中における伝達系統



.....▶ は登録者に対する電子メール配信を表す。

#### 第 2 項 勤務時間外における伝達系統



.....▶ は、登録者に対する電子メール配信を表す。

#### 連絡先一覧

機関名	所在地	TEL	FAX
長野県庁	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111	026-225-7069
北安曇地方事務所	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6504
大町建設事務所	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6532

長野建設事務所	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9539	026-233-3245
国土交通省 大町ダム管理事務所	大町市平 2112-71	0261-22-4511	0261-22-4512
国土交通省松本砂防事務所 高瀬川出張所	大町市大町 5032	0261-22-0650	0261-22-7974
犀川砂防事務所	安曇野市明科中川手 4235	0263-62-3257	0263-62-2015
土尻川砂防事務所	長野市七二会己 973-1	026-229-2511	026-229-1024
大町警察署	大町市大町 2895	0261-22-0110	0261-23-6110
北アルプス広域大町消防署	大町市大町 4724-1	0261-22-0119	0261-22-0143
大町市土地改良区	大町市大町 3887	0261-22-5542	0261-23-0766
高瀬川右岸土地改良区	大町市常盤 3629	0261-22-0520	0261-22-9118
大町市役所	大町市大町 3887	0261-22-0420	0261-23-4304
大町市役所消防防災課	大町市大町 3887	0261-22-0392	0261-22-0392

## 8章 水防施設及び輸送

### 第1節 水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、緊急時調達しうる数量を確認してその補給に備えること、また備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

#### 水防倉庫及び備蓄資材

資材\倉庫	計	三日町	消防本部
PP袋 (枚)	4,400	3,000	1,000
鉄線 (kg)	1,700	1,700	-
玉縄 (巻)	35	35	-
蛇籠 (本)	153	153	-
丸太 (本)	50	50	-
木杭 (本)	50	50	-
ワイヤー (巻)	6(8)	6(8)	-
ロープ (m)	200	200	-
防水シート (枚)	20	10	10

(注) ワイヤーの ( ) 内は、100m巻きに換算したときの巻き数

※水防倉庫位置図は、資料4のとおり。

#### 三日町水防倉庫水防工具

品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
照明具	2	スコップ	40	掛矢	20	つるはし	13
斧	1	のこぎり	15	なた	15	鎌	18
金槌	30	ペンチ	32	シノ	23	一輪車	1

#### 大新田防災資機材倉庫

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土嚢製造機	1	土嚢	1,000	ビニールシート	6
トラロープ(m)	200	バリケード	50	スコップ	9
バール	2	斧(小)	1	懐中電灯	5

## 第2節 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

# 第9章 水防活動

## 第1節 水防配備

### (1) 市の非常配備

市は、水防活動に関係する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	数名の職員が対応
第2配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第3配備	1. 激甚な災害が予想される時又は危険性が大きく第2配備で処理できないと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部課の職員を動員

### (2) 消防団の非常配備等

#### ①消防団の管轄地域

消防団の管轄地域は、次のとおりである。

所 属	区 分	区域	一級河川		その他の河川		合 計 延長m
			名 称	延長m	名 称	延長m	
第1分団1・4部 第2分団1・4・6部 第4分団3・4部		大町 平 社	農 具 川	11,000	八 徳 沢 前 新 引 沢	3,000	14,000
第1分団2・3・5部 第2分団2部 第3分団1・2・4・5部 第4分団1・2部		大町 平 常盤 社	高 瀬 川	10,000	押 丹 沢 生 子 沢 宮 明 沢	5,000	15,000
第2分団1・2・3・4・5部		平	鹿 島 川	5,500	荒 崎 沢 三 ツ 沢 矢 黒 沢	4,000	9,500
第2分団1・2・5部		平	籠 川	4,000	—	—	4,000
第2分団3・4・6部		平	稲尾沢川	2,500	—	—	2,500
第3分団5・6部		常盤	乳 川	4,000	—	—	4,000



第3分団2・3・4部	常盤	—	—	九 仏 内 砥 中	ツ 崎 山 ノ	沢 沢 沢 沢	5,000	5,000
第5分団1部	八坂	金 熊 川 (川久保橋 下 流 )	6,600	大 小 満	平 松 尾 仲	沢 沢 沢	2,100	8,700
第5分団2部	八坂	金 熊 川 (川久保橋 上 流 )	5,000	塩 北	沢 の	川 沢	2,600	7,600
第5分団3部	八坂	犀 川	6,800	布 大 上 宮 中	宮 洞 竈 の	沢 沢 沢 沢	6,300	13,100
第6分団1部	美麻	金 熊 川 稲 尾 沢 川	11,100	向 御 脇 二 白 南	沢 堂 沢 重 口 村 沢 川	川 の 川 沢 沢 川	3,500	14,600
第6分団2部	美麻	土 尻 川 片 岡 沢 川 藤 沢 川	9,600	丸 切 袖 の 西 の 中 の	沢 切 沢 の 沢 の 沢 の	沢 沢 沢 沢	2,200	11,800

## ②消防団の非常配備

水防本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団長に対し消防団の出動を要請し、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある注意報及び警報が発表される等、必要と認められたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
準 備	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ出動の必要が予測されるとき	消防団の団長及び幹部は、所定の詰所（車庫）に集合し、資器材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させるものとする。
出 動	河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認められたとき	消防団の全員が所定の詰所（車庫）に集合し、警戒配備につく。
解 除	水防本部長より解除の指令をしたとき	

## 第2節 安全配慮

水防活動は、作業員の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際

も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ①水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ②水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。

### 第3節 巡視及び警戒

#### (1) 平常時

水防管理者及び消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防区域又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

#### (2) 出水時

水防管理者等は、非常配備体制となったときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

### 第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 第6節 避難のための立退き

①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、大町警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を北安曇地方事務所長及び所轄建設事務所長に速やかに報告するものとする。

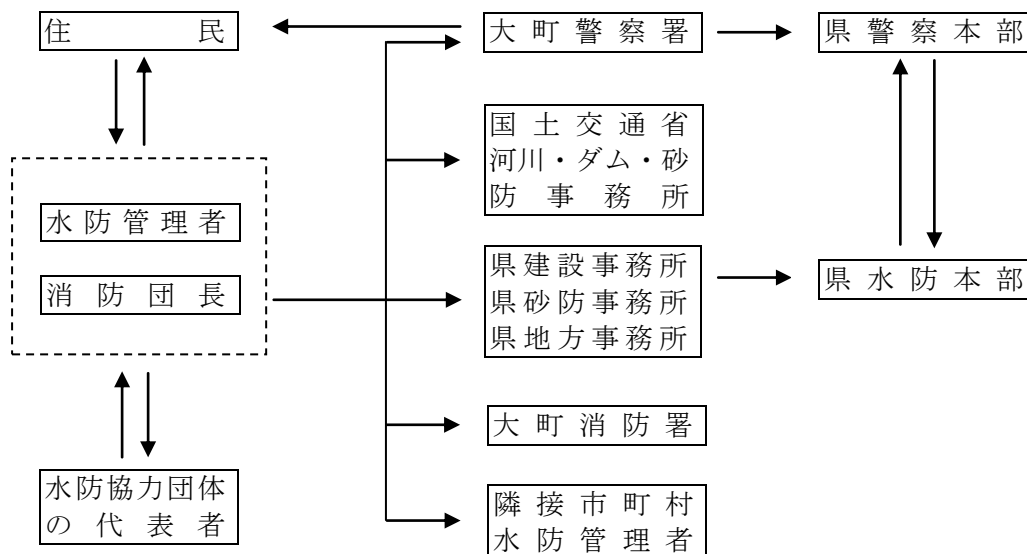
③水防管理者は、大町警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

## 第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

### (1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

決壊、漏水等の通報系統は次のとおりとする。



### (2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 第8節 水防配備の解除

### (1) 市の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

### (2) 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が消防団長に対して消防団の配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第 10 章 水防信号、水防標識等

### 第 1 節 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

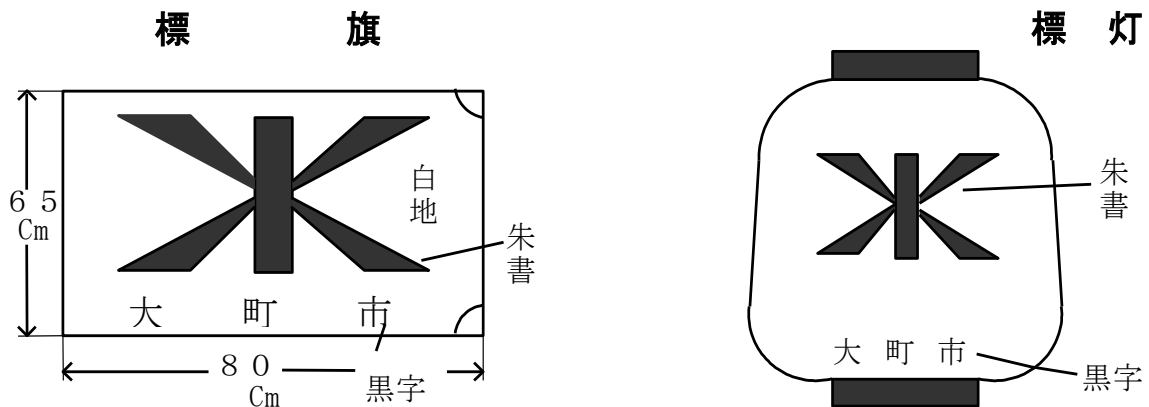
- 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
  - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
  - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

### 第 2 節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



## 第 11 章 協力及び応援

### 第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活

動に次の協力を行う。

- ①河川に関する情報提供
- ②重要水防区域の合同点検の実施
- ③水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- ⑤水防活動の記録及び広報

## 第2節 市町村相互の応援及び協定

水防管理者は、災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援を要請する。

## 第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、大町警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ大町警察署長と協議しておくものとする。

## 第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

## 第5節 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者は、出水時の水防活動に際し、重機や資器材の提供等に関して、地元企業に協力を求めることができる。

## 第6節 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

# 第12章 費用負担と公用負担

## 第1節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

## 第2節 公用負担

### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④工作物その他の障害物の処分

(2) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第13章 水防報告等

### 第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、水防記録を作成し、保管するものとする。

### 第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、その状況を水防活動実施後、速やかに所轄建設事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

## 第14章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 第1節 洪水対応

#### 第1項 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、市に關係する浸水想定区域図は次のとおりである。

浸水想定区域図	指定年月日	作成主体
高瀬川	平成18年8月3日	大町建設事務所
農具川	—	大町建設事務所 (市町村ハザードマップ作成支援河川)
鹿島川	—	大町建設事務所 (市町村ハザードマップ作成支援河川)
犀川	平成21年6月18日	長野建設事務所

#### 第2項 洪水ハザードマップ

市では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市防災マップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップについては、市のホームページに掲載し、住民への周知を図るとともに、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり有効である。

#### 第3項 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等は、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として、次の事項が定められている。

事業所等	地下街等	要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)
措置の義務付け	義務	努力義務	努力義務
措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 訓練の実施	避難確保計画の作成 訓練の実施	浸水防止計画の作成 訓練の実施

自衛水防組織	設置義務あり、市長への報告	設置した場合、市長への報告	設置した場合、市長への報告
--------	---------------	---------------	---------------

(1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

地下街等の名称	所在地	所有者又は管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
該当なし				

(2) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

要配慮者利用施設の名称	要配慮者	所在地	連絡先 電話・FAX	避難場所	関連河川
救護施設れんげ荘	障害者	平 1091-7 野口	22-7000 ☎22-0959	北小学校 グラウンド	鹿島川
デイサービスセンター 暖家大町	高齢者	大町 4603-1 中原町	85-0071 ☎22-2355	〃	農具川
ぼれぼれ野の花 デイサービスセンター	高齢者	大町 1698-7 三日町	22-2117 ☎85-8255	文化公園	〃
てとてと三日町	障害者	大町 1757-1 三日町	23-7150 ☎ 〃	〃	〃
ニチイケアセンターおおまち	高齢者	大町 1380-1 相生町	26-5005 ☎22-8828	〃	〃
NPO 法人キッズウィル児童支援 センター	乳幼児	大町 1275-3 相生町	85-2440 ☎85-2439	〃	〃
NPO 法人キッズウィル相談支援 事業所	乳幼児	大町 1275-3 相生町	85-2440 ☎85-2439	〃	〃
大町市かえで保育園	乳幼児	大町 2297-1 相生町	22-0154 ☎ 〃	〃	〃
デイサービスセンター ひなたぼっこ	高齢者	大町 1178-1 白塩町	21-3220 ☎ 〃	〃	〃
宅幼老所悠悠館	高齢者	大町 1277-5 白塩町	22-5527 ☎ 〃	〃	〃
大町市老人共同集会施設 「大町市陶芸の家」	高齢者	大町 1058-13 白塩町	22-4903 ☎なし	〃	〃
共同作業所がんばりやさん	障害者	大町 2467-1 九日町	22-5697 ☎ 〃	西小学校 グラウンド	〃
大町市デイサービスセンター こすもす	高齢者	大町 1129 東町	22-1485 ☎21-3720	〃	〃
指定生活介護事業所たんぽぽ	障害者	大町 1129 東町	23-3650 ☎22-4958	〃	〃
指定就労支援事業所ひまわりの家	障害者	大町 1129 東町	22-4956 ☎22-4958	〃	〃
指定就労支援事業所すずらん	障害者	大町 1129 東町	26-3870 ☎26-3871	〃	〃
大町市社会福祉協議会相談支援センター	障害者	大町 1129 東町	22-1501 ☎22-7071	〃	〃

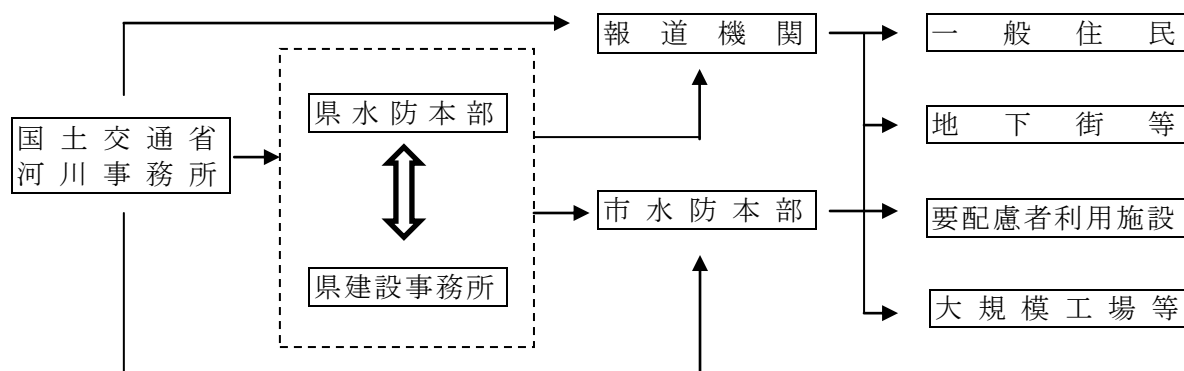
大町市地域活動支援センター「ハーモニールーム」	障害者	大町 1129 東町	26-3855 ☎26-3856	〃	〃
大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」	障害者	大町 1129 東町	26-3855 ☎26-3856	〃	〃
大町幼稚園	乳幼児	大町 1053-1 東町	22-0604 ☎ 〃	〃	〃
共同作業所がんばりやさん	障害者	大町 4085-5 上仲町	85-0552 ☎ 〃	〃	〃
NPO 法人キッズウィル遊学舎	乳幼児	大町 2544-4 上仲町	85-4055 ☎85-4056	〃	〃
がんばりやさん相談支援事業所	障害者	大町 2531-14 名店街	85-0612 ☎ 〃	〃	〃
共同作業所がんばりやさん	障害者	大町 2532-10 名店街	23-3423 ☎85-2270	〃	〃
あいく	障害者	大町 3059-5 仁科町	22-6113 ☎ 〃	仁科台中学校 グラウンド	〃
えんでこ舎	障害者	大町 3061 仁科町	23-2532 ☎ 〃	〃	〃
北アルプスの家	高齢者	大町 2769-1 神栄町	26-5515 ☎26-3412	東小学校 グラウンド	〃
てくてく	障害者	大町 2652 神栄町	22-6114 ☎ 〃	〃	〃
大町市社会就労センター	障害者	社 5892-6 館之内	22-1736 ☎22-1757	〃	〃
大町市どんぐり保育園	乳幼児	社 4682-26 山下	22-2002 ☎ 〃	やしろ公園	〃

(3) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

大規模工場等の名称	所在地	所有者又管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
申出なし				

## 第2節 洪水予報等の伝達方法

市から地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。





## 第 15 章 水防協力団体

### 第 1 節 水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

### 第 2 節 水防協力団体の業務

- ①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④水防に関する調査研究
- ⑤水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥前各号に附帯する業務

### 第 3 節 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団が行う水防訓練に参加するものとする。